

【参考①】

◆対象物品と対象外物品の両方に係る役務的費用（作業費等）の対象経費 算出方法（例）

※以下はあくまで一例のため、合理的であれば他の按分方法でも問題ありません。

【例① 台数で按分する場合】

タブレット 45 台購入のうち、40 台が申請対象。搬入費や設定費等は一括で計上されている。

→搬入費や設定費等は全額が対象とはならず、40 台に係る分を対象とする必要あり。

※この例では、搬入費や設定費等がタブレットのみにかかるため、台数により按分するしたがって、

$$\text{（対象となる搬入費）} = \text{（搬入費）} \times 40 / 45 \quad \text{※設定費も同様の計算式にて算出}$$



【1種類の機器のみに係る役務的経費】→台数按分で対象経費を算出

（総台数）に対する（対象台数）の割合分が対象

$$\text{（役務的費用の助成対象経費）} = \text{（役務的費用の金額）} \times \text{（対象となる機器の台数）} / \text{（機器の総台数）}$$

【例② 金額で按分する場合】

タブレット 45 台とプロジェクタ 5 台購入のうち、タブレット 40 台とプロジェクタ3台が申請対象。

搬入費は一括で計上されている。

→搬入費は全額が対象とはならず、タブレット 40 台とプロジェクタ3台に係る分を対象とする必要あり。

※この例では、搬入費がタブレットとプロジェクタの両方にかかるため、金額により按分するしたがって、

$$\text{（対象となる搬入費）} = \text{（搬入費）} \times \frac{\text{（タブレット 40 台とプロジェクタ3台の購入金額合計）}}{\text{（タブレット 45 台とプロジェクタ5台の購入金額合計）}}$$



【複数の種類の機器に係る役務的経費】→金額按分で対象経費を算出。

（該当の役務的経費がかかる機器の購入費総額）に対する、（対象となる機器の金額合計）の割合分が対象

（役務的費用の助成対象経費）

$$= \text{（役務的費用の金額）} \times \text{（対象となる機器の購入費）} / \text{（該当の役務的費用に係る機器の購入費総額）}$$